

令和5年度 津山市水道局工事等一般競争（指名競争）入札参加申請受付について

津山市水道局
津山市長 谷口 圭三

津山市水道局では、以下のとおり4部門で受け付けます。

1 「水道工事」部門

令和4年4月に提出された資格申請の有効期限が2年間であるため、**本年度の受付は、新規資格申請（有効期間1年間）についてのみ**です。

ただし令和4年度に登録済みの業者については、中間年に提出を求めている書類があります。中間年の提出書類については、津山市水道局ホームページをご覧ください。

1) 対象業者 **市内**水道工事業者（新規申請の場合のみ）

2) 提出書類

- ・ 令和5年度 津山市水道局工事等一般競争（指名競争）入札参加資格申請書（水道工事に用）を使用。
- ・ 綴りの体裁：A4縦フラットファイル（赤系統の色）綴じ
- ・ 津山市の申請様式（津山市総務部契約監理室のホームページからダウンロード可能）を使用することも可能。

①提出書類の原本指定は、市の指定と同じ。

②様式は、津山市水道局のホームページからダウンロードすること。

・「営業所の専任技術者一覧」…建設業許可を受けている全ての業種について、営業所の専任技術者名および資格が記載されていること。

・「専任技術者証明書」…建設業許可申請時に添付されたものの写

③津山市の申請様式を使用する場合には、水道局独自様式である「資格取得者名簿」及び「津山市暴力団排除条例に係る誓約書」を添付すること。（水道局ホームページからダウンロード可能。）

3) 受付期間 令和5年4月3日（月曜日）から令和5年4月20日（木曜日）まで
休日を除く執務時間中
（執務時間…平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

4) 提出方法 郵送可
（ただし、令和5年4月20日（木曜日）午後5時15分までに水道局必着）

- 5) 有効期間 令和5年7月1日から令和6年6月30日(1年間)
- 6) 特記事項
- ・新規申請に係る詳細は、「令和5年度津山市水道局工事等一般競争(指名競争)入札参加資格申請書提出要領」を水道局ホームページに掲載していますので、該当業者はご確認のうえ提出書類をご準備ください。
 - ・津山市外工事業者については、津山市総務部契約監理室に指名願を提出していれば、津山市水道局への提出は不要です。(津山市の指名登録状況を準用します。)

2 「測量コンサルタント」部門

令和4年4月に提出された資格申請の有効期限が2年間であるため、**本年度の受付は、新規資格申請(有効期間1年間)についてのみ**です。令和4年度に登録済みの業者は提出不要です。

- 1) 対象業者
- 上水道及び工業用水道部門で、国土交通省登録済みのコンサルタント業者
 - 漏水調査希望業者
- 2) 提出書類
- 国土交通省統一様式を使用。
- 【綴りの体裁：A4縦フラットファイル(色指定なし)綴じ】
- ※漏水調査希望業者は、ファイル表紙及び申請書に「漏水調査希望」と朱書きのこと。
- 3) 受付期間 令和5年4月3日(月曜日)から令和5年4月20日(木曜日)まで
休日を除く執務時間中
(執務時間…平日の午前8時30分から午後5時15分まで)
- 4) 提出方法 郵送可
(ただし、令和5年4月20日(木曜日)午後5時15分までに水道局必着)
- 5) 有効期間 令和5年7月1日から令和6年6月30日まで(1年間)
- 6) 特記事項
- 上記対象業者に該当しないコンサルタント業者については、津山市総務部契約監理室に提出していれば、津山市水道局への提出は不要。(津山市の指名登録状況を準用します。)

3 「物品」部門

「物品」部門については、今年度（令和5年度）は一斉更新の年度です。全業者（令和3年度・令和4年度登録業者及び新規資格申請業者）が申請の対象になります。

- 1) 対象業者
 - 水処理薬品を扱う業者
 - 水道資材（メーター、弁栓類、ろ過材 等）納入希望業者
- 2) 提出書類
 - ・津山市水道局物品等指定業者指名申請書を使用。
 - ・綴りの体裁：A4縦フラットファイル（色指定なし）綴じ
- 3) 受付期間 令和5年4月3日（月曜日）から令和5年4月20日（木曜日）まで
休日を除く執務時間中
（執務時間…平日の午前8時30分から午後5時15分まで）
- 4) 提出方法 郵送可
（ただし、令和5年4月20日（木曜日）午後5時15分までに水道局必着）
- 5) 有効期間 令和5年7月1日から令和7年6月30日まで（2年間）
- 6) 特記事項
 - ・上記対象業者に該当しない業者（水道と関連のない物品販売や役務の提供等の品目を取り扱う業者）については、津山市総務部契約監理室に提出していただければ、津山市水道局への提出は不要。（津山市の指名登録状況を準用します。）

4 「その他」部門

令和4年4月に提出された資格申請の有効期限が2年間であるため、**本年度の受付は、新規資格申請（有効期間1年間）についてのみ**です。令和4年度に登録済みの業者は提出不要です。

- ・上下水道施設業務の運転管理委託、使用済薬品等の廃棄処理業者等、**上記部門以外の特に水道事業に関すると思われるものについては、その他部門にて受け付けます。**
 - ⇒「営業内容が水道事業に関するもののみである」等の理由により、基本的に津山市総務部契約監理室に提出する必要のないものが対象。（津山市に受注希望がある場合は、津山市にも申請してください。）また、業務内容は具体的に記載してください。
 - 【例】 上水道配水池専門の清掃業務
- ・提出書類、有効期間等については、測量コンサルタント部門に準じます。

提出先

〒708-8501

岡山県津山市山北520

津山市水道局 業務課 庶務係

直通電話（0868）32-2104

FAX（0868）22-9294